

亀岡市立病院生成 AI システム利用ガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、亀岡市立病院職員による生成 AI の適正な利用を促進するため、亀岡市立病院職員が、生成 AI システムを利用する際に遵守・留意すべき事項等を定めるものである。

2. 本ガイドラインの施行について

本ガイドラインの施行に関し必要な事項については、亀岡市生成 AI システム利用ガイドラインの例による。

3. 問い合わせ先

本ガイドラインに関する問い合わせ先は、管理部病院総務課とする。

4. 附則

このガイドラインは、令和8年9月1日から施行する。